

令和6年4月9日

保護者様

稲城市立稲城第四小学校

校長 高橋 裕之

稲城市立稲城第四小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（以下「法」とする。）第2条により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義される。

(2) いじめ防止基本方針策定の目的

本校では、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針を策定した上で、その方針を踏まえた未然防止・早期発見・早期対応及び重大事態への対処の取組を具体的に示し、全教職員で共通理解を図ることで、いじめを生まない学校の実現を目指す。

(3) いじめの防止に向けた方針

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない、許さない学校づくりを目指す。
- ② あらゆる教育活動を通じ、道德教育と人権教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ③ 児童にいじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、学級会等、自治的・自立的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- ④ 教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的な取組により解決を図る。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ⑤ 児童への定期的なアンケート調査、教育相談や個人面談の実施など、児童一人一人の実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

2 いじめ防止等の取組

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定

法第13条及び「稲城市いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「いじめ防止基本方針」として定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、法第22条に基づき、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・教務主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・その他校長が必要と認める教職員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止対策を推進する。

(3) 具体的な取組

① 未然防止のための取組

ア 道徳教育・人権教育の充実

(ア) 道徳授業地区公開講座

講師を招き、保護者・地域の方々と共に学び、意見交換を行うことで、学校・家庭・地域が連携して道徳教育の充実を図ることの大切さを共有する。

(イ) 情報モラルの育成

インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策として、携帯電話やタブレットの安全な使用方法について専門家を招き、携帯教室を実施し、情報モラルの育成に取り組む。

(ウ) 人権教育の充実

自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心など、学年に応じて育てていく。

イ 学級経営の充実

(ア) 分かる授業づくり

問題解決的な学習を行い、自力解決の力を育てる。

(イ) 特別活動の充実

児童が主体的に活動できるように、学級会等、特別活動の指導を工夫する。また、児童の運営委員会や各学級の「あいさつ運動」等の取組を支援する。

(ウ) O J Tの推進

いじめを許さない学級づくりを全教員が学べるように研修を進める。また、主幹教諭、主任教諭が若手教員から、学級経営の悩みを聞き、指導・助言をする。

② 早期発見のための取組

ア いじめ実態調査の実施

(ア) いじめ実態調査の実施時期

「ふれあい月間」に合わせて、いじめの早期発見につなげるために実態調査を全学年で実施する。(学期ごとに年3回実施)

(イ) いじめ実態調査結果の活用

実態調査の記述内容を基に個別面談を行うとともに、いじめの事案について児童の実態や指導の経過を電子ファイルに記録し、全教職員が児童の様子を把握する。

イ 日常の取組

(ア) 児童の様子の把握

授業や学級での時間は、担任が中心となって児童の様子を見取り、中休み・昼休みは看護当番が中心になり校内の児童の様子を見回することで、常に児童の様子を確認する。

(イ) 生活指導夕会の活用

週1回の生活指導夕会を活用し、児童の様子を全教職員とスクールカウンセラーで情報交換する。

(ウ) スクールカウンセラーによる相談の推進

スクールカウンセラーの相談日等の周知を行い、教育相談を推進する。また、スクールカウンセラーによる面接を5年生(1学期)、3年生等複数学年(2学期以降)に対して全員行う。教職員は、スクールカウンセラーとの連携を密にして、一人一人の児童理解を深める。また、全学級でスクールカウンセラーの紹介とともに利用の仕方等の周知をする。

ウ 家庭との連携

(ア) 連絡帳等の活用

学級担任は、連絡帳等を活用して、保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(イ) 個人面談の充実

個人面談において、保護者とともに児童の心の成長を見とり、保護者が気になることがあればすぐに相談できる体制を整える。

③ 早期対応のための取組

ア 管理職等への報告

教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、又はいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職及び「いじめ防止対策委員会」に報告する。

イ いじめ防止対策委員会による組織的対応

校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無を確認するとともに、いじめ解決のための必要な措置を講じる。

ウ いじめられた児童の安心・安全の確保

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

エ 警察署との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 重大事態への対処(稲城市いじめ防止基本方針より引用・抜粋)

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(法第28条第1項第1号)

② いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第 28 条第 1 項第 2 号) (※相当の期間＝年間 30 日を目安とする。)

ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童の状況に着目し、事案に応じて教育委員会が判断する。

また、いじめられた児童や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、速やかに対応する。

(2) 学校による調査の実施、報告等について

- ① 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
- ② 学校は、その事態に対処するとともに、学校が設置しているいじめ防止等を実効的に取り組む組織などにおいて、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 学校は、重大事態に関する調査の結果について、市長に報告する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る必要な情報を適切に提供する。